

民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書

防衛省は、去る11月10日付けで「隊員の政治的中立性の確保について」と題する事務次官通達を出し、自衛隊施設での民間人による発言を制限しようとしていることが明らかにされた。

この通達となされるきっかけは、11月3日に航空自衛隊入間基地で開かれた航空祭で、自衛隊を後援する民間団体「航友会」の会長が政権を批判したように取れる挨拶が行われたことによるものである。

これを伝え聞いた北澤防衛相が通達を指示したとされ、通達は会長の発言を自衛隊法などの「政治的行為の制限」違反との誤解を招く「極めて不適切な発言」と断じた上で、「①政治的行為と誤解されることを行わないよう参加団体に要請する」、「②誤解を招く恐れがある場合は参加を控えさせる」等の対応策を求めている。

今まで、各地の自衛隊関係施設で多くの記念行事が開催されてきたが、そこでは自衛隊OBや支援者が来賓として招かれ、民間人として自由な立場から様々な挨拶が行われてきている。

その後、防衛省は「通達は隊員あてに示されたもので、一般の国民の行為を規制しようとするものではない」として憲法上問題ないとしている。しかしながら、この通達を理由に、挨拶を控えるよう要請した例や、民間人の挨拶について基地側が「発言に気を付けるように」と求めたとの報道がなされている。

このように、民間人の発言を統制するような通達は、言論の自由を阻害するものであり、自衛隊関連行事に出席する民間人の来賓発言をチェックすることは、憲法で禁止されている検閲につながり表現の自由を侵害するものである。

よって、国におかれては、言論の自由等を阻害しかねない事務次官通達については速やかに撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
防衛大臣	北澤俊美様